

岩手県高等学校体育連盟傷害見舞金 審査会運営規程

第1条 この審査会は必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

2. 委員長が事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を行う。

第2条 審査会は委員の半数以上の出席がなければ、審査及び見舞金の決定をすることはできない。

第3条 審査会の議事については、会議録を作成しなければならない。

2. 前項会議録には、その都度議長及び委員1名が署名しなければならない。

第4条 審査会の決定事項については、岩手県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）理事会、評議員会に報告しなければならない。

第5条 審査会の費用は、県高体連の通常会計から支出する。

第6条 この規程に定めるもののほか、審査会に必要な事項は委員長が県高体連会長と協議して定める。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

平成6年4月1日一部改正

平成8年4月18日一部改正